

## 給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会（令和4年度第1回）議事要旨

### 1 開催日時

令和4年11月30日（水）10時から12時まで

### 2 開催場所

東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館 第3特別会議室

### 3 参加者（敬称略 五十音順）

座長 小林 恭一

委員 江口 真、金子 正和、黒田 美彦（代理：平野 良泉）、清水 陽一郎、

塚目 孝裕、森泉 直丈、山田 實

### 4 配布資料

資料1-1 令和3年度からの検討項目

資料1-2 給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理

資料1-3 屋外給油取扱所に給油取扱所の用に供さない建築物を設ける場合の安全対策

資料1-4 固定給油設備からガソリンを容器へ詰替える場合の安全対策の明確化

資料1-5 屋内給油取扱所における急速充電設備の設置

資料1-6 給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書（案）

参考資料1-1 平成23年度における急速充電設備に係る検討の概要

参考資料1-2 可燃性蒸気拡散測定実験（平成23年度実施）

### 5 議事

（1）令和3年度からの検討項目

（2）給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理

事務局から議事（1）及び（2）に係る、資料1-1、1-2、1-3について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

**【委員】** 資料1-3の2、3ページ、具体例①、②について、建物全体として（16）項イになるものも出てくると思う。以前の通知で給油取扱所は（4）項に該当すると示されていたと認識していたが、実際は収容人員の関係で防火管理者が不要になっているものと理解している。仮にこれが（16）項イとなり、給油取扱所とは異なった権原者が存在すると、収容人員の関係で防火管理者や統括防火管理も必要になる可能性があると思うが、法8条の関係はどう整理されているか。

**【事務局】** そのとおり。従前の建築物内に設ける屋内給油取扱所と同じ取扱いとなる。

【委員】 資料1-2の具体例①及び②にある、開口部のない耐火構造の床、又は壁で区画するとは、どのようなものをイメージしているのか。

【事務局】 防火対象物の令8区画と同程度のものを考えている。

【委員】 承知した。そうであれば、令8区画で認められる貫通処理は認められるということか。

【事務局】 そのとおり。

【委員】 資料1-2の給油取扱所に設けることができる建築物の用途の整理の中で、自立避難困難者が多数利用する用途の(6)項について、無床診療所や入院を想定していない診療所、歯科医等については、基本的には自立避難困難者が多数利用する用途に該当しないと思うので、事業展開の自由度を増すためにも、これらは認める方向で検討していただきたい。

【事務局】 (6)項については、建物内に設ける屋内給油取扱所の給油取扱所の用に供さない部分であっても設置は認められていない。(6)項の中からそれらを除外すると、本検討とは別に安全対策を検討する必要がある。

【委員】 承知した。もう一点伺いたい。(13)項イの自動車車庫や駐車場は、令和3年の3月に出了された通知の中では、認めないこととなっていたと思うが、本検討では認める方向で検討するというのでよいか。

【事務局】 そのとおり。ただし、機械式駐車場の場合、可燃性蒸気の滞留範囲外に設置する必要があるので念のため申し添える。

【委員】 給油取扱所に設けることが認められない用途の区分の中で、構造特性や利用形態の特性により避難が困難となる用途ということだが、その中で就寝を伴う(5)項や入浴を目的とした(9)項の定義について、SS事業主によっては仮眠を取るスペースや会員向けの例えばシャワールームを一部展開されているところがあると認識している。これらが、(5)項や(9)項に該当するのを見解を伺いたい。

【事務局】 それらについては、(5)項や(9)項には該当しない。

【座長】 資料1-2で設けることができる建築物の用途の整理とあるが、ここで設けることができない用途は、(6)項以外であれば資料1-3にある建築物には認められるということよいか。

【事務局】 そのとおり。資料1-2については、あくまで給油取扱所の中に300㎡以下で設けることができる用途の整理をしている。資料1-3では、給油取扱所に給油取扱所とは別の建築物を設ける場合の安全対策をどうするかということを考えている。そこは切り離して考えていただきたい。

【座長】 資料1-3は、屋外給油取扱所の同一敷地内に給油取扱所の用に供さない建築物があるという意味よいか。屋外給油取扱所という定義に該当するものが部分的にあって給油取扱所に設けることができるというのは、給油取扱所という定義に矛盾すると思うのだが、いかがか。

【事務局】 例えば屋内給油取扱所でビルの下に設けているものは、敷地的には同一敷地になっている。その中で給油取扱所の上部は、給油取扱所の用に供さない建築物として整理できるので、それと同じ考え方である。

【座長】 屋外給油取扱所に、給油取扱所の用に供さない建築物というのが、そもそも矛盾している感じがする。言いたいことは理解できるが、言葉にしたときに混乱しないように整理した方がよいと感じる。

【事務局】 承知した。表現については再度検討する。

【委員】 輻射熱のところだが、これは距離によって決まってくるので、具体例のBの建築物の非常に近いところで火災が発生するとすると、例えば具体例①でいうと給油取扱所の敷地内に面している扉は基本的には設けることができないということによいか。

【事務局】 輻射熱で考えられる距離よりも建築物Bが離れていれば、開口部は設けることができる。考慮する危険物火災というのは、告示で定められており、例えば固定給油設備やタンクローリーの荷卸し中に発生した危険物火災について考えることになるため、どこでも危険物火災が発生するとは想定していない。

### (3) その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

事務局から資料1-4、1-5について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【委員】 資料1-4の2ページ、軽油の詰替えについて、以前の通知で指定数量未満に限り認められるということであるが、固定給油設備による軽油の詰替えについては、これまでどおりの取扱いになるのか。

【事務局】 そのとおり。今後、具体的は要望があれば改めて検討することと考えている。

【委員】 資料1-4の5ページについて、この給油取扱所というのはセルフスタンドを想定していると思うが、軽油の詰替えを除くと記載があるので、顧客ができるようになると解釈してよいか。

【事務局】 セルフスタンドを含む全ての給油取扱所を想定しているが、給油設備からの詰替えは油種に関係なく、これまでどおり従業員がやらなければならないこととする。

【委員】 資料1-5のシミュレーションについて、これは5ページをモデル化したものと思うが、その結果が、例えば11ページの平面図に対応していると。これは5ページでいうと下から風が吹いていて、左上のキャノピーの方に抜けていく。その実際のシミュレーションの可燃性蒸気濃度は左の風が流れる方向に寄っていると。それはなぜかという、風の流れを見ると右側の方に風が行っているの、そちらは可燃性蒸気濃度が薄くなって、左側の風が流れていく方向にどんどん可燃性蒸気が行くことで濃度が高くなるという理解でよいか。

【事務局】 そのとおり。

【委員】 今の話では右側に風が流れるので、右側に可燃性蒸気濃度の濃い部分が出てこないというのは、納得できるのだが、この濃度分布の始まりの辺り、1分後の辺りで実際漏れている中央部にほとんど出てこない。必ず漏れているところが一番濃くて、そこから全体に流れていくはずなので、幾ら右に風が行くとしても、やはり漏れの中央部はもう少し濃く出るのではないかなと思うのだが。

【事務局】 それについては、再度シミュレーションを依頼し、確認している。結果が出たらお知らせする。

【委員】 もう少し低い位置を調べれば分かるかもしれないが、いかがか。

【事務局】 これは、高さ50cmの位置の断面図となる。それよりも低いところでは、高い濃度が出ている可能性は考えられる。通常は、高さ60cm以上であれば、可燃性蒸気が滞留するおそれが低いとされており、60cmの断面図を用意したかったのだが、そのレンジが準備できなかったため、一番近い値である高さ50cmの結果をお示ししている。

【委員】 承知した。もう一点伺いたい。今回は風が抜ける場合を想定しているが、前回は、開口部がなく同じ風速でただ押し込むだけなので風が入っていかなかったと認識している。しかし、開口部がなくてもある程度、対数則で風速を変えて、上中下と違う風速としたときに、若干は入っていくのではと思う。今回は開口部がないパターンはやっていないのか。おそらく、開口部がなくても全体に対数則の風速で入ったら、やはりある程度中央部が濃くなるのではと思うのだが、いかがか。

【事務局】 ご提案についてはシミュレーションの結果を精緻化するという意味があると思うのだが、今回、結論として、全体に可燃性蒸気が広がっており、このシミュレーションをさらに精緻化したところで結論は変わらず、あまり意味はないと考える。

【委員】 参考資料1-2の実験を見ても、それほど濃度は高く上がっていない。LELというのは、爆発下限界で、それもどこが濃い薄いという話ではなく、こういうふうになるというおおよそのシミュレーションを測るだけで、濃度もそれほど高くないということが分かる。おおよそ、あまり危険がないと判断して私はいいのではないかと思う。シミュレーションというのは必ずしもきちっと出るわけではなくて、オーダーみたいなものというふうに私は理解しているので、それでいいのではないかと私は思う。

【座長】 専門的な意見を踏まえて、本件については承知した。

(4) 給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書(案)について事務局から資料1-6について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【委員】 1点目、資料1-1の10番目の水上オートバイへの給油なのだが、これもセルフ、フル全ての給油取扱所を前提としたものか伺いたい。

2点目、分かりやすい図で報告書の35ページで固定給油設備の周りの可燃性蒸気の滞留範囲が示されているが、タンクローリーに注油する場合は、上の方で軽油を入れるこ

とになる。第二石油類である軽油も静電気による災害が発生するおそれのある液体に該当すると認識しており、最近よく許可申請で見かけるのが、監視制御システムのビーコン、これが非常に固定給油設備の近く上部で、60cmの範囲を外してはいるが、直近に取り付けられているものが結構ある。ローリーに注油するときは、上の方で軽油を入れることになるため、可燃性蒸気の発生や、ビーコンに与える影響について、固定給油設備でローリーへの注入を行うことで書類ができた場合、審査の際に注意を払う必要があるか伺いたい。

**【事務局】** 1点目の水上バイクや発電機への給油については、そもそもの給油の定義の解釈なので、セルフ、フル問わず認めることと考えている。

2点目、資料1-1の6番目の話になるが、これは、そもそも固定注油設備では、すでに認められている行為について、同じ安全対策をとれば固定給油設備でも認めるべきではないかというものである。安全性が同じなのであれば、両方認められるべきと考えている。軽油から発生する可燃性蒸気については、細かい知見はないが、ガソリンに比べて広く拡散するものではないのではないかと考えている。固定給油設備からの60cmの範囲というのはあくまでガソリンの可燃性蒸気の滞留範囲を示しているものであり、第二石油類である軽油は揮発性もガソリンに比べ低いため、危険性はそこまで高くないのではないかと考えている。

**【委員】** 承知した。最近ビーコンの取付けに関する申請が多くあるので気になったが、そこまで過敏にならなくても大丈夫だということとして承知した。

**【委員】** 今の話で、確かにガソリンの場合は可燃性蒸気が相当出るのだが、実際に灯油で火が着いた事例がある。灯油のローリーのタンクの上から注油していたところで、可燃性蒸気に火が着いている。おそらく静電気が原因なのだが、灯油では事例がある。

それから、これは可燃性蒸気とは別の話にはなるが、3、4年くらい前にガソリンスタンドで、軽トラか何かの上に軽油のタンクが載せていて、注油の際に軽油が流出し、さらに車のエンジンがかけっぱなしで高温部に軽油が接触して燃えたという事例がある。

したがって、安全対策ということで給油中は必ずエンジンを切るとか、ガソリン以外でも、軽油や灯油でもやはりある程度リスクを減らす必要があると感じている。

**【事務局】** エンジン停止の徹底や注油の際は注入管を使用し、しっかりとタンク底部に付けることなど、徹底したいと考えている。

**【座長】** 特に消防の方はしっかりと読んでいただき、何かあれば事務局に連絡するということで、議事(4)については終わりにする。

**【事務局】** 改めて本日の議事について質問、意見があれば、事務局宛てに連絡をお願いしたい。また、本検討会は今年度第1回目ではあるが、今回を最後とさせていただきたい。したがって、報告書(案)の修正等については、皆様からいただいた意見を反映させた上で、最終的な調整については、座長預かりとさせていただきたいのだが、いかがか。

**【座長・各委員】** 異議なし。

## 6 追加意見

検討会終了後に追加意見を募集したところ、以下のとおり意見があった。

**【委員】** 資料1-2、給油取扱所に設けることが出来る建築物の用途の整理について、収容人員の算定は消防法施行規則に基づいて行うのか。また、予防規程に記載させた場合、給油取扱所に人員管理をさせるのか。

**【事務局回答】** 前段、これまでどおりの運用となる。

後段、人員管理は、各部分の管理権原者（管理権原者の指示のもと防火管理者が行う場合を含む。）による。危険物施設であっても法第8条は適用されるため、収容人員の算定及びその管理は原則、法第8条に基づき実施するものである。また、収容人員については、給油取扱所においても把握しておく必要があるため、予防規程に記載させるものである。

**【委員】** 資料1-4、固定給油設備からガソリンを容器に詰め替える場合の安全対策の明確化について、これまで指定数量未満に限りガソリンの詰替えを行っていた給油取扱所等を含め、今後、ガソリンの詰替えを行う給油取扱所はすべて予防規程の変更が必要となるか。

**【事務局回答】** 新たに指定数量以上の詰替えを行う場合には、予防規程の変更が必要となる。

**【委員】** 給油取扱所での「自動車等（水上オートバイや発電機等）」の給油についての明確化について、船外機用の外付けのポータブル燃料タンクが流通しているが、当該燃料タンクも今回整理された「自動車等の燃料タンク」に該当すると解してよいか。また、顧客がポータブル燃料タンクのみを持参してガソリンスタンドに来店した場合、そのポータブル燃料タンクに危険物を入れ、持ち運ぶことは認められるか。

**【事務局回答】** 前段、後段ともにポータブル燃料タンクを取り外して持ち運ぶ場合は運搬容器の基準に適合している必要があると解される。

以上